

規制の事後評価書

法令の名称：対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令

規制の名称：対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直し

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部署：財務省国際局調査課

評価実施時期：令和 7 年 3 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ① 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、以下「外為法」という。）において、事前の届出義務を課している対内直接投資等に該当する行為の範囲等について、株式取得に準じる行為として、10%の議決権の取得を対内直接投資等の定義に含めることとした。

また、保有株式が 10%未満であっても、議決権行使の代理や共同での議決権行使の合意により、実質的に 10%以上の議決権を取得し、10%以上の株式保有と同等の影響力を会社に及ぼしうる行為についても、対内直接投資等の定義に含めることとした。

- ② 技術導入契約等を行った場合には、当該導入する技術が、対内直接投資等に関する命令で定める指定技術であってその契約の対価が 1 億円相当額以下のもの等については、主務省令で定める手続きにより事後報告が求められる。その際の報告期間を当該技術導入契約の締結等をした日から起算して 15 日以内と定めていたところ、当該期間を 45 日に緩和することとした。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展	事前評価時	—
	事後評価時	本規制拡充は、取得株式数を発行済み株式総数の10%未満にとどめて外為法の適用を逃れた上で議決権を取得し、10%以上の株式を取得した投資家と同等の影響力を経営に及ぼし得る事例を捕捉することにより、技術流出防止等を図るものであり、我が国の経済安全保障を強化する観点から重要な効果があったと考えられる。 なお、規制拡充の前後で年間事前届出数を比較すると以下のとおり増加しており、事前届出数は様々な要因による影響を受けるものであることに加え、事前評価実施後の法令改正により、事前届出対象の見直しや累次に渡る指定業種の追加等^(注1)を行っていることから、本規制拡充による直接の増加分を定量的に算出することは困難であるが、本規制拡充は技術流出防止等を図るために事前届出の範囲を拡大するものであるため、我が国の経済安全保障を強化する観点から重要な効果があったと考えられる。 (参考) 規制拡充前（2018年度）の取得時事前届出数：500件 規制拡充後の事前届出総数：11,301件^(注2) 年間事前届出平均数：11,301件÷5年＝2,260件 規制拡充前から規制拡充後の年間事前届出増加数：2,260件－500件＝1,760件
② 技術導入契約の締結等に係る事後報告を行う者の負担軽減	事前評価時	—
	事後評価時	技術導入契約の締結等に係る事後報告を行う者の負担がどの程度軽減されたかは、個々の事案の内容によって異なることから、定量的に測ることは困難であるが、技術導入契約にかかる事後報告件数は1,391件^(注3)であり、これらの報告を行ったすべての者について、一定の負担軽減の効果があったと考えられる。

(注1) 2019年にサイバーセキュリティ関連の指定業種追加及び事前届出対象の見直し等に係る法改正、2020年に感染症医薬品等関連の指定業種追加、2021年に重要鉱物資源関連の指定業種追加、2023年・2024年に経済安全保障推進法上の特定重要物資等関連の指定業種追加を行っており、①の数値については、これらの法令改正による効果も含む。

(注2) 「事前届出総数」は、規制拡充5年後時点の届出数の総数（翌年導入された取得時事前届出免除制度を利用した際の報告書数も含む）

(注3) 「技術導入契約にかかる事後報告件数」は、規制緩和して5年後時点の報告数の総数

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 新たに届出が必要となる事案に関する事前届出に係る事業者の遵守費用	事前評価時	—
	事後評価時	遵守費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なることに加え、事前評価実施後の法令改正により、事前届出対象の見直しや累次に渡る指定業種の追加等を行っていることから、本規制拡充により新たに生じた遵守費用のみを取り出して定量化や金銭価値化することは困難である。

		その上で、事前届出 1 件につき、1 人で作業した場合に 1 時間を要するとの仮定を置いて見積った場合、年間の遵守費用の増加額は以下のとおりと推計される。 規制拡充前から規制拡充後の年間事前届出増加数 1,760 件 × 1 件当たりの処理時間 1 時間 × 時給単価 3,100 円 = 5,456,000 円 併せて、事前届出免除制度を利用する際に義務付けられる事後報告について、事前届出を行った場合には一部不要となっている他、手続きのオンライン化等も進めており、一定の遵守費用は軽減されていることに留意が必要である。
--	--	--

(注) 時給単価は、令和 5 年分民間給与実態統計調査（国税庁）等を参考に仮定。

■行政費用

		算出方法と数値
① 新たに届出が必要となる事案に関する事業官庁等の審査費用	事前評価時	—
	事後評価時	新たに届出が必要となる事案に関する事業官庁等の審査費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なることに加え、事前評価実施後の法令改正により、事前届出対象の見直しや累次に渡る指定業種の追加等を行っていることから、本規制拡充により新たに生じた審査費用のみを取り出して定量化や金銭価値化をすることは困難である。 その上で、事前届出 1 件につき、1 人で作業した場合に 1 時間を要するとの仮定を置いて見積った場合、年間の行政費用の増加額は以下のとおりと推計される。 規制拡充前から規制拡充後の年間事前届出増加数 1,760 件 × 1 件当たりの処理時間 1 時間 × 時給単価 3,100 円 = 5,456,000 円 なお、事前届出免除制度を利用する際に義務付けられる事後報告について、事前届出を行った場合には一部不要となり、一定の審査費用は軽減され得ることに留意が必要である。
② 技術導入契約に係る事後報告期限の延長に伴う行政費用	事前評価時	今回の政令案における規制緩和は、技術導入契約に係る事後報告期限を延長するもの。緩和を行った後も、報告義務そのものに変更はないことから、追加的な行政費用は発生しない。
	事後評価時	事前評価時の想定どおり、追加的な行政費用は発生しなかった。

(注) 時給単価は、令和 6 年国家公務員給与等実態調査等を参考に仮定。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	—
	事後評価時	特になし

■その他の負担

- ・特になし

3 考察

・本改正で新たに発生した遵守費用や行政費用は限定的であると考えられる一方で、①の規制の拡充に伴い、取得株式数を発行済み株式総数の10%未満にとどめて外為法の適用を逃れた上で議決権を取得し、10%以上の株式を取得した投資家と同等の影響力を経営に及ぼし得る事例を捕捉することにより、技術流出防止等を図るものであり、我が国の経済安全保障を強化する観点から重要な効果が認められることに加え、②の規制の緩和に伴い、技術導入契約の締結等に係る事後報告を行う者の負担軽減効果が認められることから、規制の拡充・緩和ともにそのまま継続することが適切であると考えられる。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（案）

規制の名称：対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：財務省 国際局 調査課

評価実施時期：令和元年 7 月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

本政令案は、①我が国に対する投資活動の増大及びその形態の多様化に鑑み、対内直接投資等への適切な対応を図るため、対内直接投資等に該当する行為の範囲等について所要の見直しを行うとともに、②技術導入契約に係る事後報告期限の緩和を行うもの。

1. 対内直接投資等に含まれる行為の拡大

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」）は、外国投資家による対内直接投資等において、総発行済み株式数の10%以上の株式を取得しようとする場合、事前の届出義務を課しており、審査の結果必要と認められる場合には当該投資の変更・中止の勧告・命令を行うことができる。

しかし、累次の商法（明治32年法律第48号）及び会社法（平成17年法律第86号）におけるいわゆる種類株式に関する制度見直しにより、近年では、例えば、優先株式の発行等により、取得株式数が発行済株式総数の10%に満たない株主が、議決権ベースでは総議決権の10%以上を占める可能性も生じている。また、取得株式数が発行済株式総数の10%に満たない株主が、他の株主から議決権行使の委任状を集める行為、他の株主と共同で議決権を行使する行為等により実質的に全体の10%以上の議決権を取得した上で、会社の経営に影響を及ぼす事例が発生する可能性も生じている。

外為法は、経営の支配性の観点に着目して外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出等の対象としているが、上記の状況に対応しない場合、法の潜脱行為が可能となり、実効性が低下する。

2. 技術導入契約に係る事後報告期限の緩和

現行法上、居住者が非居住者（非居住者の本邦にある支店等を含む）との間で、技術導入契約等の締結等を行った場合には、当該導入する技術が、対内直接投資等に関する命令で定める指定

技術であってその契約の対価が1億円相当額超のもの等については、財務大臣及び事業所管大臣へ事前届出を求めている。他方、指定技術の導入に係るもので、契約の確定対価が1億円相当額以下のもの等については、当該技術導入契約の締結等をした日から起算して15日以内に主務省令で定める手続により事後報告を求めている。

当該事後報告義務に関して、取引相手方（外国企業）の事務手続の遅れにより報告期限に間に合わない場合があるため、報告期限を延長するよう要望がなされている（「規制改革ホットライン（平成30年度）」参照）。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題及びその原因〕

外為法では、会社の経営に影響を及ぼすと想定される規模の株式取得に対応する観点から、上場会社等については発行済株式総数に占める10%以上の株式の取得を外国投資家が行うことを対内直接投資等として事前の届出や事後報告の対象としている。しかし、株式ベースの所有割合と議決権ベースの保有割合の乖離の結果、株式ベース以上の経営への影響度を持つ外国投資家が存在しうる。また、取得株式数を発行済み株式総数の10%未満にとどめて外為法の適用を逃れた上で、他の投資家からの議決権代理行使の委任状の取得や他者との議決権の共同行使の合意等を通じて議決権を実質的に10%以上取得し、10%以上の株式を取得した投資家と同等の影響力を経営に及ぼす事例が発生する可能性が生じている。

技術導入契約に係る事後報告期限の緩和については、取引相手方（外国企業）の事務手続の遅れにより報告期限に間に合わない場合があるとして、報告期限を延長するよう要望がなされている。

〔課題解決手段の検討〕

対内直接投資等に含まれる行為の拡大については、経営の支配性の観点に着目して外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出等の対象としてきた法の趣旨に鑑み、その実効性を確保する観点から、株式取得に準じる行為として、10%以上の議決権の取得を対内直接投資等の定義に含めることとする。また、10%未満の株式しか所有していないに関わらず、所有株式数以上の影響力を会社に及ぼしうる議決権行使の代理や共同での議決権行使の合意という行為に着目し、これを外国投資家が行う場合についても同様に対内直接投資等の定義に含めることとする。

技術導入契約に係る事後報告期限の緩和については、現在、契約締結日から起算して15日以内に報告を求めているが、当該期間を45日に緩和する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に関する事業官庁等の審査費用がある。対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直しによって対象が広がる事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであるため、当該見直しによる国民への新たな負担（遵守費用）は発生しないが、一部の国内事業者（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）は、事前届出を行う遵守費用が発生しうる。

行政費用及び遵守費用は、事案の有無や件数、個々の事案の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

今回の政令案における規制緩和は、技術導入契約に係る事後報告期限を延長するもの。緩和を行った後も、報告義務そのものに変更はないことから、追加的な行政費用は発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

我が国が対内直接投資等を適切に把握し、審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

今回の政令案により期待される効果である、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展については、金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和の内容は、対内直接投資等に関する命令で定める指定技術であってその契約の確定価が1億円相当額以下の技術導入契約に係る事後報告期限の延長であり、該当する技術導入契約を行う者にとっては負担の軽減がもたらされる。ただし、こうした期限の延長に伴う負担の軽減を金銭価値化することは困難である。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

新たに事前届出義務の対象となる外国投資家による対内直接投資等について、事前届出・審査の結果として変更・中止の勧告・命令が出された場合には、事業者は当該対内直接投資を当初の予定通りには受けられないこととなるが、これは国の安全、公の秩序、又は公衆の安全等の観点から求められるものである。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

新たに事前届出義務の対象となる対内直接投資等の審査については、一定の行政費用及び遵守費用が発生しうる（ただし、実際の費用負担は事案の有無や内容によって異なる）が、対内直接投資等を適切に把握し、審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することの効果（便益）は極めて大きいと考えられる。従って、今回の制度改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

今般の措置は、我が国が対内直接投資等を適切に把握・審査することにより、外為法の目的を達成するために、経営の支配性の観点に着目して、外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出等の対象としてきた法の趣旨に鑑み、その実効性を確保する観点から、単に発行済み株式総数に占める取得株式数だけではなく、議決権の取得や、所有株式数以上の影響力を会社に及ぼす議決権行使の代理や共同での議決権行使の合意という行為に着目し、これについて事前届出等の対象とするものである。

（代替案①：外国投資家が株主総会決議に参加する行為を対象とする）

代替案としては、対内直接投資等に該当する行為の範囲等の見直しにおいて、特定の外国投資家が株主総会に出席し、株主総会決議に参加する行為を事前届出等の対象とすることが考えられる。

[費用・効果]

株主総会への出席は株主の権利であるところ、株主は株主総会に出席するかどうかを直前まで決定しない（又は直前に判断を変える）可能性もあり、それに係る事前届出義務を課すことは株主総会出席への制約ともなりかねない。また、株主総会への出席を事前届出等の対象にしたとしても、当該投資家が議決権を委任した場合には、目的を達成することができない。

（代替案②：外国投資家が議決権を伴う株式を取得することを対象とする）

代替案としては、対内直接投資等に該当する行為の範囲等の見直しにおいて、外国投資家が議決権を伴う株式を取得することを事前届出等の対象とすることが考えられる。

[費用・効果]

議決権は株主にとって重要な権利であり、そもそもこの取得をすべからず事前届出等の対象とすることとなれば、外国投資家による健全な対内直接投資をも阻害するおそれがある。また、外国投資家を誘引するために議決権のない株式である優先株等を大量に発行することとなれば、配当負担の増加等により、事業者の財務負担が増大するおそれがある。

[本案と代替案の比較]

対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的に照らし、法律が期待する効果が得られる本案を採用することが適当と判断。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

特になし。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本政令案の施行後 5 年を経過した時点において、本政令の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本政令案の施行を受けた事前届出の提出状況等を把握することにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。